少年非行の臨床社会学
Clinical Sociology of Juvenile Delinquency

井上　眞理子
Mariko Inoue

要旨

本稿は少年非行を臨床社会学的観点から扱う（筆者の少年非行に関する他の論文としては［井上、1999］等がある）。まず初めに現代日本に流布する「激増する少年非行」、「残虐・凶悪化する少年非行」という言説をデータに照らして検討し、これらの言説の虚偽性を明らかにする。次に、臨床社会学の方法論を採用して従来からの少年非行に関する理論の再解釈を行う。臨床社会学の方法論的特性としては、①文化的アプローチ、②臨床社会学者と問題当事者との対等な相互作用、③ミクロ－メゾ－マクロの３次元の相互浸透、④地域性、の４つを挙げることができるが（井上、2015、2006、2005参照）、そのうち特にミクロ－メゾ－マクロの相互浸透に重点を置くことにする。すなわち、社会・経済構造的要因によって引き起こされたストレイン（緊張）を、少年が、いかに体験し、また＜意味づける＞かという観点から従来の少年非行に関する理論の再解釈を目指す。

キーワード：臨床社会学、少年非行を巡る偽りの言説、初発型非行、非社会化傾向、社会的絆理論、アノミー理論

Ⅰ、逸脱・犯罪・非行

テレビ、新聞等のマス・メディアでは、「少年非行」という語が用いられたり「少年犯罪」という語が用いられたりしている。また社会学においては「逸脱」という概念もある。まず初めに、「逸脱」、「犯罪」、「非行」の３つの概念について、定義を行いそれらの異同を明らかにしたい。

１、逸脱：逸脱とは「特定の社会において、共有されている規範と一致しない行為」と定義され、３つのうちでは最も広い概念である。犯罪社会学者のM・B・クリナードとR・マイヤーは共著書『逸脱の社会学』（Clinard,. & Meier, 1979）において、犯罪、売春、自殺、浮浪、物質依存（アルコール、薬物依存等）、ギャンブル、差別、戦争等多様な現象を逸脱として取り上げている。逸脱とは規範侵犯行為であるので、規範の多様性に応じて侵犯行為とされるものも多様になるからである。規範の中には、道徳、伝統、習俗、法、また成文化されていないが社会のメンバーに共有されている「望ましい標準的な生き方」についての考え、さらには生徒のスカートの丈を定める校則に至るまで実に多様なものが含まれている。したがって逸脱も多様となり、最も幅広い概念となる。

２、犯罪：犯罪とは、逸脱のうちでも特に法を侵犯する行為であり、法のうちでも刑法、特別法に違反する行為である。さらに犯罪成立の基本的要件として「違法性」と「有責性」を必要とする。「違法性」とは当該法侵犯行為が、「正当防衛」、「緊急避難」、「正当行為」ではない場合を指す。「正当行為」とは、医師における手術の

ように、行為としては他者の身体を傷つけているが治療という正当な目的のためになされる業務行為等を指す。「有責性」とは、是非善悪をわきまえ、わきまえたところに従って行為することができる判断能力を備えていることを指す。刑法についてはよく知られているが、特別法とはどのようなものであるだろうか。特別法に含まれるものとしては、軽犯罪法、迷惑防止条例、不正アクセス禁止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、銃刀法、覚せい剤取締法等がある。

3、非行：非行も幅広い概念であり、刑法侵犯行為も含まれているが、そうでないものもある。非行には３つの類型があり、それは次のとおりである。まず第１は、14歳以上20歳未満の少年による犯罪行為である。2000年に成立した改正少年法では、刑事処分が可能な年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられ、また犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件については、原則として検察官に送致する（原則逆送制度）が導入され、少年非行に対する厳罰主義化が進行している。

第２は「触法行為」であり、刑事責任を問えない14歳未満の少年による犯罪行為である。触法少年については、警察は児童相談所に通告し、第一次的には児童福祉法上の措置に委ねられることになっており、事案が深刻である場合に限り児童相談所から家庭裁判所へ送致し少年審判に付すことになる。

第３は、「虞犯行為」であり、現在のところ犯罪ではないが将来そうなるおそれがある行為である。具体的には、１）保護者の正当な監督に服さない性癖を持つ、２）正当な理由なく家庭によりつかない、３）犯罪性がある人と交際し、またいかがわしい場所に出入りする、３）自己および他人の徳性を害する行為（飲酒、喫煙、喧嘩等）である。「虞犯行為」とは別に「不良行為」という語があるが、これは飲酒、喫煙、喧嘩等自己および他人の徳性を害する行為を指し、「虞犯行為」の一部と言える。「虞犯行為」の定義には、「正当な理由なく」や、「自己および他人の徳性を害する」等、判断に恣意性が混入しやすい語が用いられており、全般的に曖昧さがつきまとい、少年に対するラベリング（レッテル貼り）のおそれが常に存在している。

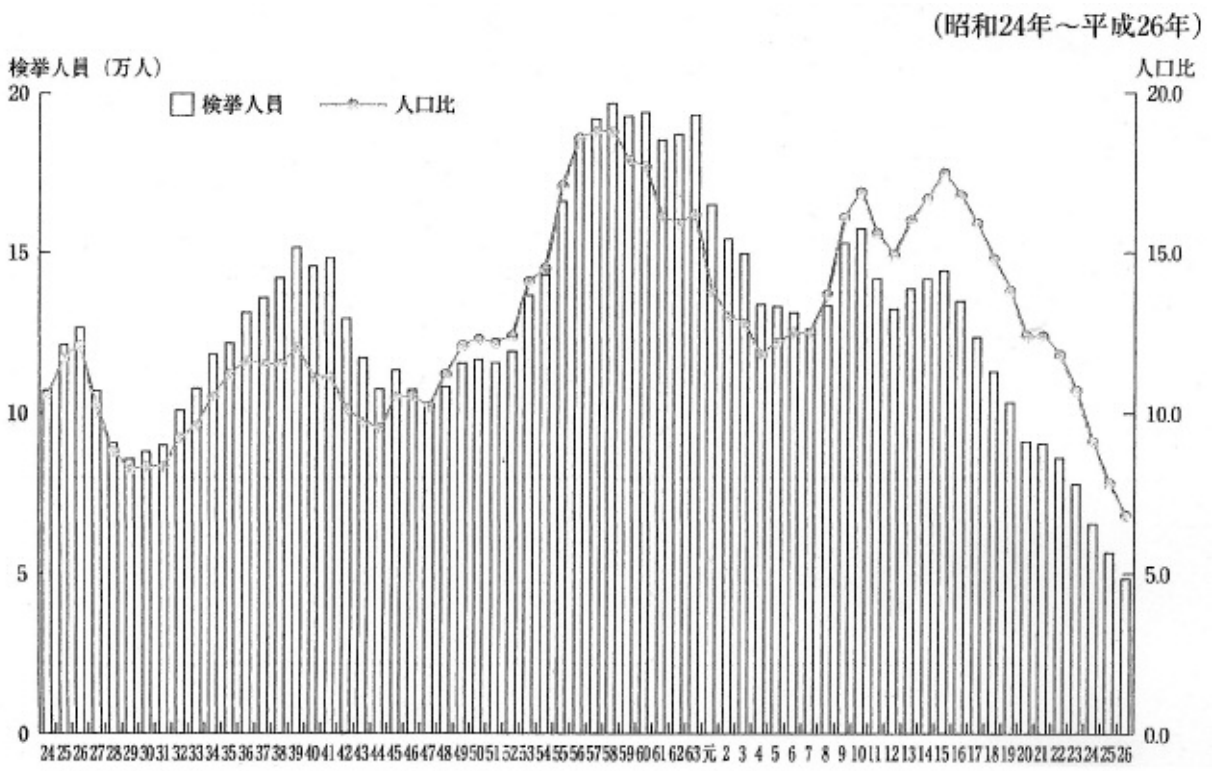
以上のように逸脱、犯罪、非行の３つの概念の相互の関係は、規範侵犯としての逸脱が最も広い概念であり、規範の一部である刑法、特別法違反である犯罪は逸脱の中に含まれる。非行のうち特定の年齢幅の少年による犯罪行為は犯罪の一部であるが、虞犯行為はいまだ犯罪ではなく、しかし規範侵犯としての逸脱に含まれる。

Ⅱ、日本における少年非行の現状

１、戦後少年非行の３つのピーク

「激増する少年非行」という広く流布した言説が真実でないことは、図１により明白であるが、それについて詳述する前に図１により示される戦後少年非行の３つのピークについて多少説明しておきたい。図１における棒グラフは刑法犯少年の検挙人員、折れ線グラフは人口比（国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口1,000人あたりの検挙・補導人員をいう）の昭和24年から平成26年までの間の推移である。ここでは刑法犯少年の検挙人員の推移を中心にみていきたい。

第１のピークは昭和26年でその時の検挙人員は、12万6,519人である。この時期の非行の特徴を一言で表現するなら「生存のための非行」と言える。戦争で親を失い戦災で家を失った少年達による生存のための手段として非行があり、窃盗、強盗等が大きな割合を占めた。第２のピークは昭和39年で、検挙人員は15万1,346人である。この時期の非行は「高度経済成長の陰の部分」と言える。1950年代末から消費ブーム、レジャーブームが起こり1961年には高度経済成長がピークを迎えるが、この時期に国民に共有された価値観として「マイホーム主義」がある。戦前戦中の「滅私奉公」に対するアンチテーゼというプラスの側面もあるが、マイナスの側面として家族の中に閉じこも



出典：『平成26年中における少年の補導及び保護の概況』警察庁生活安全局少年課

図１　昭和24年以降における刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移

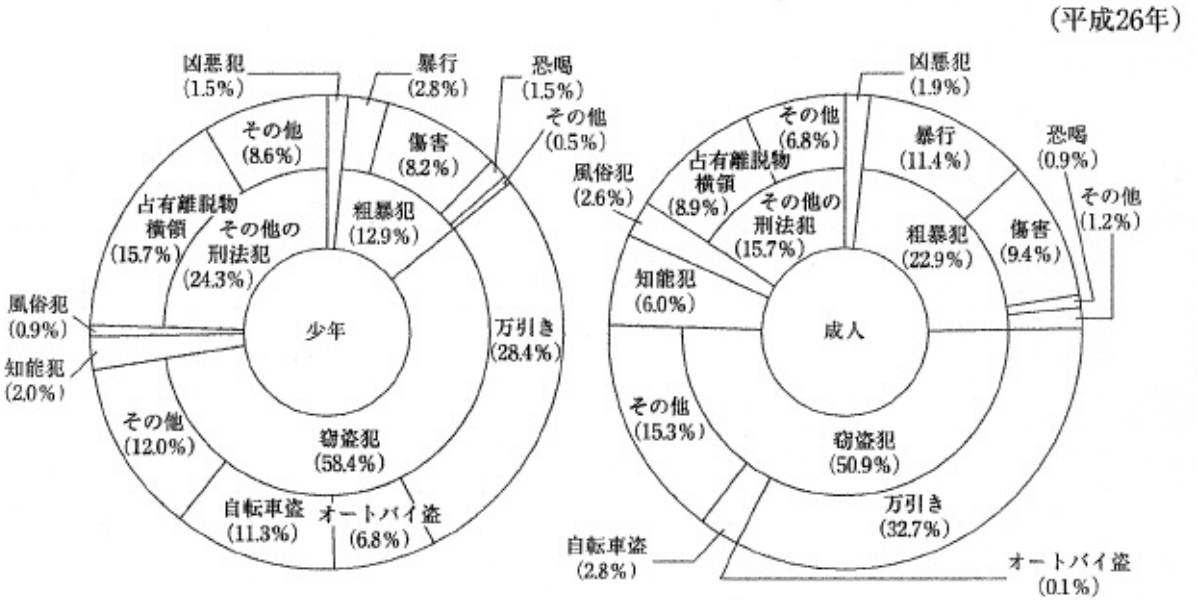
り、ひたすら私生活の物質的豊かさのみを追求するという物質主義、利己主義、競争主義を挙げることができる。少年においてもこの価値観が共有され、少年非行もその影響をうけ、粗暴犯、性犯罪等の割合が増大した。第３のピークは昭和58年で、検挙人員は19万6,783人で戦後最大のピークとなり、これに比して直近の平成26年の検挙人員は４万8,361人に過ぎない。この時期の非行は「受験戦争の陰の部分」と言えるのではないか。「受験戦争を緩和する」というふれ込みで開始された共通一次試験は却って受験戦争を激化させる結果となり、学校における児童・生徒のストレスの高まりにより昭和50年～55年の校内暴力の増加や昭和60年をピークとするいじめの横行等、学校を現場とする少年非行が増加した。平成に入ってからは減少傾向を続け、平成９～15年は一時増加するが平成16年からは急激に減少してきている。平成９～15年の一時的な増加は、平成９年に発生した中学３年生の少年による「神戸連続児童殺傷事件」の影響によるものと思われる。

２、近年における顕著な減少傾向

図１で見たように平成16年以降は少年刑法犯の検挙人員は急激に減少してきており、「激増する少年非行」というのは偽りの言説であることがわかる。刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は平成17年には32.0％であったが、平成26年には19.3％まで減少している。

３、「凶悪化・残虐化する少年非行」言説は偽りである。

図２は、「刑法犯少年と刑法犯成人との包括罪種別の罪種別構成比の比較」である。少年の方を見ると窃盗犯が全体のほぼ６割（58.4％）を占め、そのうち万引きが最も多くて28.4％、自転車盗が11.3％、オートバイ盗が6.8％である。その他で多いのは「占有離脱物横領」で15.7％である。「占有離脱物横領」とは聞きなれない言葉であるが、



出典：図１に同じ

図２　刑法犯少年と刑法犯成人との包括罪種別の罪種別（手口別）構成比の比較

遺失物、漂流物、その他占有者の意思に基づかないでその占有を離れた他人の財物を横領する罪を指す。放置自転車の乗りまわし、乗り捨て行為はこの罪にあたる。登下校のために駐輪していた自分の自転車を盗まれて、学校の開始時刻に間に合わせるために切羽詰って放置自転車を使用すると占有離脱物横領の罪に問われたという実際のケースもある。窃盗犯と占有離脱物横領で少年非行全体の74.1％を占めることになるが、一方、「凶悪化」の指標である凶悪犯罪の全体に占める割合はどれくらいであろうか。凶悪犯の中には殺人、強盗、放火、強姦が含まれるがこれらの罪種により検挙された人員総数の全体に占める割合は、1.5％に過ぎない。この傾向は一定であり、表１に示されるように平成17年から26年まで1.01％から1.45％の間で推移している。凶悪犯のうち殺人について見ると、平成17年から26年までにおいて、刑法犯少年検挙人員総数の0.05％から0.10％の間で推移しているに過ぎない。

表１　凶悪犯少年の検挙人員の推移　　（平成17年～平成26年）

罪種＼年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
刑法犯少年検挙人員総数(人)	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361
凶悪犯少年検挙人員総数(人)	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836	786	703
	1.16	1.04	1.01	1.05	1.05	0.91	1.01	1.28	1.39	1.45
殺人	67	69	62	50	50	43	56	46	52	50
	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.07	0.07	0.09	0.10
強盗	1,146	892	757	713	696	565	593	592	547	451
	0.93	0.79	0.73	0.78	0.77	0.66	0.76	0.90	0.97	0.93
放火	86	103	102	66	83	65	67	76	63	80
	0.07	0.09	0.10	0.07	0.09	0.08	0.09	0.12	0.11	0.17
強姦	142	106	121	127	120	110	69	122	124	122
	0.11	0.09	0.12	0.14	0.13	0.13	0.09	0.19	0.22	0.25

（注）　各枠の上段が検挙人員、下段が刑法犯少年検挙人員総数に占める割合（％）である。

出典：図１に同じ

このようにデータから見れば、凶悪犯は刑法犯少年の検挙人員総数の1.45％に過ぎず、また凶悪犯の中でも殺人は刑法犯少年全体の0.1％で極めて少数であり、「凶悪化・残虐化する少年非行」という言説は偽りであることがわかる。

４、圧倒的に多い「初発型非行」

３、において窃盗犯と占有離脱物横領が少年非行の74.1％を占めることを指摘した。これらの罪種は「初発型非行」と呼ばれる。正確には窃盗のうちの万引き、オートバイ盗、自転車盗と占有離脱物横領を指す。初発型非行はもともとは「遊び型非行」と呼ばれていたが、昭和57年の警察白書から「初発型非行」に変更された。同白書によると「初発型非行とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗，占有離脱物横領にみられるように犯行の手段が容易で、動機が単純であることを特徴とする非行であるが、他の様々な本格的な非行へと深化していく危険性が高い非行である」とされ、先に述べたように昭和57年が戦後少年非行の３つのピークのうち第３のピークに該当する時期であることを考え合わせると警察における危機意識の高まりを窺い知ることができる。

５、非社会化傾向

ここまで少年非行の現状を述べてきたが、不満を持たれる人々もおられるかも知れない。それは極めて少数ではあるが少年による残虐な事件が確かに発生しており、それらに対する説明が必要ではないかという疑問があるからである。この疑問への一つの答えとして、現代の少年非行における「非社会化傾向」を指摘したい。「非社会」、社会に非ざるとはどのようなことを指すのであろうか。

まず第１に、規範意識の希薄化を挙げることができる。基本的には利己的な存在である人間が集まって社会を形成しており、それゆえ社会はフィクショナルな「秩序」を必要とし、この秩序を実現するのが「規範」であるが、非行少年のみならず現代の少年一般においても何が善であり何が悪であるか、いかに行為すべきでまたいかに振舞うべきではないかということに関する意識が希薄化している。しかし振り返れば大人たちにおいても、何が善であり何が悪であるかということを確信を持って少年に語れるかというと心許ないものがあるのではないか。 第２に、自－他感覚における問題性である。自らの行為が他者にもたらす結果がどのようなものか、他者に与える苦しみやつらさがどのようなものかを他者の立場に身を置いて想像することができない、という問題である。少し古い調査結果であるが、1996年に神奈川県川崎市総合教育センターが市内の小中学生2,738人を対象に行った質問紙調査では、「叩いたり蹴ったり」した経験を持つのは全学年男子の85.0％、女子の83.3％に達しており、しかも問題はそれをいじめではないと認識している児童・生徒が多いことである。小学６年の女子で「叩いたり蹴ったりすることはいじめではない」と回答した者は76.6％で、全学年男女のトップであった。叩いたり蹴ったりすることは他者に苦痛を与える行為とは認識されず、主観的に面白い行為としか認識されないのである。

この非行少年における「他者の立場に身を置いて考えることができない」という問題点の克服は、近年の矯正教育の重要な課題となっている。これは「被害者の視点を取り入れた教育」と呼ばれ、1997年の神戸連続児童殺傷事件の後で必要性が認識された。そして2000年９月に開催された少年院長の全国会議で、法務省矯正局長が「被害者の悲しみ、痛みに真摯に向き合う教育」を広げるよう指示した。方法としては、被害者の著書や新聞・雑誌記事を読ませて作文を書かせたり面接の実施等が行われている。また被害者や被害者遺族を招き話を聞くこともあり、この方法の意義は大きいと評価されている。2004年に法務省は、全国53の少年院に対して「被害者の視点を取り入れた教育」の効果と問題点について調査した。効果としては「被害者の月命日が巡ってくるたびにじっくり日記を書

くように指導したところ、被害者のことを定期的に思い起こし反省を深めていく習慣が身についた」、「被害者に謝罪に行く場面を扱ったロール・プレー（役割劇）は、普段抱いている反省の気持ちを言葉で伝えるのは難しいこと、相手の心情を真剣に考えた言動を取る必要があることを理解させるのに効果があった」「神戸連続児童殺傷事件の被害者遺族の手記を読ませると『どんなに謝罪しても許される時は来ないが、謝罪しなければならない』などの言葉が聞かれた。遺族の感情の実際を理解させるのに効果があった」等の回答が寄せられた。問題点としては、「被害が重大であるほど、少年が事件を直視できるようになるまでに時間がかかり、事件に向き合えるのは、出院準備の教育期間になってから、ということが多い」、「被害者に謝罪したいという気持ちが少年に芽生えても、『あなたは考えなくていい。弁償は親でやる』という少年不在の問題解決を図ろうとする保護者が多い。保護者に自覚を促し、家族一体となって償う姿勢を培う働きかけが必要だ」、「事件が重大であればあるほど罪障感の深まりにより、不眠、拒食、めまい、嘔吐等の精神不調を訴えるケースが多く、教育の途中で中断せざるを得ない。その後のケアにも時間を要する」等の回答が寄せられた（2004年６月20日付朝日新聞）。

第３としては、現実感覚の希薄さを挙げることができる。しばしば「少年はゲーム感覚で非行に走る」あるいは非行少年に限らず一般少年においても「リアリティとゲームのヴァーチャル・リアリティとを混同している」とか「リアリティとヴァーチャル・リアリティとの間に境界が無い」等の言葉が聞かれるが、果たしてそうであろうか。未成熟な少年といえども、リアリティとヴァーチャル・リアリティとの区別はつくのではないか。少年の認知におけるリアリティとヴァーチャル・リアリティとの関係は興味深いテーマであるが、筆者における関連研究のレビューはいまだ十分ではないので、ここでは、一つの研究を紹介するにとどめたい。

精神科医の岡田尊司は医療少年院にも勤務経験を持ち、その著書『脳内汚染』（岡田、2005：39－44）において、ある種のゲームは、人間における攻撃行動を強化し、殺人のタブーさえも取り去ってしまう条件づけ訓練として機能する可能性を持つと指摘している。彼が例として取り上げたのは、米軍の軍事訓練に用いられるＭＡＣＳという精巧なシミュレーション・ゲームである。人間の脳内には本来的に殺人に対するタブーが組み込まれているため、戦場の接近戦における射撃の命中率が低い。兵士たちは中空やあらぬ方へ向けて発砲しているからである。また敵を射殺したとしても嘔吐等の強い拒否反応が生じる。これは人間として当たり前の反応であるが、軍事的には克服すべき問題点となる。この殺人に対するタブーを解除するためのシミュレーション・ゲームとしてのＭＡＣＳでは、「オペラント条件付け」のメカニズムが利用される。オペラント条件づけとは、一定の刺激に対して生じる一定の反応（オペラント）が特定の結果（強化子、報酬）を伴う機会が多くなることにより、その後そのオペラントの出現頻度が増加するという現象である。精巧なシミュレーション画面でたとえば建物の陰から飛び出して攻撃してくる敵を撃つとゲームのポイントが加算され、ポイント数が高いと３日の休暇が与えられるというような設定では、人間を殺すことを巡る思考や感情に影響されない反射的な反応回路が形成される。このＭＡＣＳは効果を発揮し兵士たちの射撃の命中率は上がったとされている。またルポライターの堤未果は『ルポ　貧困大国アメリカ』（堤、2008：136－137）で、米軍が民間のトップレベルのＣＧデザイナーと協力して開発したオンライン・ゲームについて紹介している。これはリアルかつハイレベルなゲームで、主人公は米軍の軍服に身を包み、他の兵士達と協力して、アメリカを守るために戦うというストーリー展開になっている。このオンライン・ゲームはインターネットから無料でダウンロードできるので、2005年の時点ですでに130万人のユーザー登録があり、さらに増加の一途をたどっている。米軍内部の兵士のみならず外側にいる少年たちも、これのゲームによるオペラント条件付けにより殺人のタブーを解除され、戦闘に備えているということになる。

しかしこの説明には、決定的な問題点がある。現代日本において少年のゲーム人口は多いが、少年非行に占める

殺人の割合は極めて低いということである。ゲームに夢中になっている少年たちは、上記の説明ではオペラント条件づけにより殺人に対するタブーは解除されるはずなので、少年による殺人の件数はもっと多くなるはずである。少年による殺人事件を説明するためには、①対人関係トラブルの発生と少年におけるトラブル解決能力の欠如、②トラブル解決の手段として攻撃行動の発動、③ゲームによるオペラント条件付けの結果として、攻撃行動の中の一形態として容易に殺人行為を選択、等の複数の段階を踏んだ説明が必要であろう。

最後に「非社会型非行」を「反社会型非行」と対比することで、さらに特徴を明らかにしたい。法学者の中原尚一はその論文「現代非行の特徴とその背景」（中原、1974）で、「反社会型非行」とは、社会規範もしくはその担い手に対する積極的抵抗としての非行であり、自分が社会から排除されているという認識と反発の感情を強く持っている、としている。そのため重大犯罪に結びつきやすいし、常習化しやすく計画的非行や激情的非行として現れやすい。1968年に発生した当時19歳の永山則夫による「連続ピストル射殺事件」は、警官のピストルを奪い通りすがりの通行人４人を射殺したもので「反社会型非行」の代表と言える。永山は極貧の家庭に生まれ、両親からネグレクトされ、中学卒業後集団就職した東京でも排除されたと感じ事件を起こした。後に永山は手記『無知の涙』（永山　1971：206－207）で、自分は親を恨んだが親も貧困の犠牲者であり、自分の罪の原因は「資本主義的生産様式の社会体制にある」としている。

一方、「非社会型非行」は、現実の社会生活の中で明確な方向性を見出し得ず、逆に社会生活の様々な圧力から逃避し自分の殻に閉じこもろうとする心理的傾向ないし生活態度と結びついた非行であり、たまたまその機会に遭遇したための偶発的、衝動的非行として、または他者に追随する過程で現れる非行である、と指摘している。上に述べた非社会化傾向の３つの特徴はまた、このような心理的傾向と結びついたものと言える。学校、警察、家庭裁判所の関係者が「非行少年が変わった」として非社会化傾向を指摘し始めたのは、1970年代（昭和40年代後半）に入ってからであった。

６、知能犯の増加

知能犯の検挙人員は、平成７年には505件であったが、平成16年には1,241件に増加し以後平成17年から26年まで横這い状態を続けている。少年非行と関係がある知能犯の罪種は、主に詐欺と偽造である。偽造は紙幣をパソコンでスキャンし彩色したものを保持・使用したケースが多い。詐欺は、インターネット・オークションにおける詐欺や振り込め詐欺が多いが、特に振り込め詐欺については平成21年における検挙人員数が33人であったのに対し、平成26年では311人と６年で10倍になっており急増している。被害者として高齢者が選ばれることが多く、非社会化傾向をここにおいても見出すことができる。

Ⅲ、少年非行の説明理論とその臨床社会学的解釈

１、少年非行の説明理論

少年非行の発生を説明する理論は、①外的要因を重視する理論グループ、②内的要因を重視する理論グループ、の二つに大別することができる。外的要因を重視する理論グループには、統制メカニズムを重視するもの、社会・経済的構造を重視するもの、学習を重視するもの等が含まれている。内的要因を重視する理論グループには、行為主体における目的合理性を重視するもの、アイデンティティ欲求を重視するもの等が含まれている。本稿では、特に外的要因を重視する理論グループを取り上げ、臨床社会学の立場から理論の再解釈を行いたい。

外的要因を重視する理論グループには、まず「統制メカニズム」に注目するものがある。その内でも「統制メカ

ニズム」が不調である場合に非行が発生すると見なすT．ハーシの「社会的絆理論（Social Bond Theory）」（Hirsci, 1969）は代表的な理論である。本稿でもⅣにおいて詳しく取り上げることにする。また一方「統制メカニズム」自身が非行を生み出すという逆説的な理論がある。これは「ラベリング理論（Labeling Theory）」と呼ばれ、H・ベッカーの著作 *Outsiders*（Becker, 1963）が有名であるが、これは紙数の都合で本稿では割愛したい。外的要因を重視するグループの第２は、個人よりも社会構造に注目し、社会構造の在り方が原因となって個人に「ストレイン（緊張）」がもたらされ、非行（犯罪さらに逸脱一般）はこのストレインに対する個人の適応の一形態であるとする理論である。R・マートンの「アノミー理論（Anomie Theory）」はその代表的なものであり（Merton, 1949）、これはⅤにおいて取り上げる。最後に第３として「学習」に注目する理論グループがある。非行・犯罪行為と言えども通常の行為と同一のモデルで説明される。すなわちすべての人間の行為は、学習によって習得されるというモデルである。代表的な理論としては、E・H・サザーランドとD・R・クレッシーの「分化的接触理論（Differential Association Theory）があるが（Sutherland & Cressey 1974）があるが、本稿では紙数の都合により取り上げない。

２、臨床社会学的方法論

臨床社会学的方法論の特性については他の場所で詳しく述べているので（井上、2005、2006、2015）、ここでは最小限の説明にとどめておきたい。第１は、当事者における意味づけ、すなわち「状況の定義」の重視である。しかし当事者が複数になる場合には、状況の定義が相互に食い違っていてしかも修正不可能という場合があり、臨床社会学者は食い違う状況の定義相互の布置関係＝システムを構成する必要に迫られる。また別の問題としては、当事者が虚偽の状況の定義に執着する場合があり、このような場合は当該の集団が虚偽の定義によって維持される病理的状態である場合が多く、早急な介入を必要とする。第２は、臨床社会学者と問題当事者との対等な相互作用である。「対等な」というのは、臨床社会学者の専門性をいったんカッコで括って白紙の状態にすることを言い、臨床社会学に限らず家族療法における「無知のアプローチ」（H・アンダーソン、H・グーリシャン）や、精神医学における「事実（にもとづく）診断」（H・S・サリバン）等は同趣旨のものである。専門的、科学的「偏見」から脱し、当事者における「事実」に即することを目指す。第３は本稿のⅣおよびⅤにおいて特に採用しようとするものであり、ミクローメゾ－マクロの相互浸透である。臨床社会学の論文では「マクローミクロ連続体（macro-micro continuum）」あるいは「マクロとミクロの融合（macro-micro syncretism）」という語がよく用いられているが、本稿ではミクロとしての個人がマクロな社会構造をいかに「経験」し、いかに「意味づける」か、という意味で用いることにする。第４は「地域性」である。これには二つの意味があり、一つは臨床社会学的実践の場としての地域社会であり、またもう一つは臨床社会学的分析の対象としての地域社会である。臨床社会学では、個人あるいは家族等の集団の「問題」の解決が目指されるが、個人あるいは集団内部の営みだけでは不十分な場合が多く、システムの外部環境である地域社会の分析と地域社会への介入が必要となる。

ⅣおよびⅤでは、外的要因を重視して非行の発生を説明する社会学理論を、上に述べた「ミクロ－メゾーマクロの相互浸透」という観点から解釈して紹介することにする。

Ⅳ、T・ハーシ（Hirsci, T.）の「社会的絆理論（Social Bond Theory）」

T・ハーシはその主著 *Causes of Delinquency*（Hirsci, 1969）において、社会的絆理論を展開した。ハーシの理論の前提となる基本的人間観は、性悪説に立つものであり、人間は本来的に逸脱可能性を持つというものであった。したがって我々は通常「人はなぜ逸脱するのか」と問うが、視座のゲシュタルトチェンジが必要であり、「人は逸

脱して当たり前なのになぜ逸脱しないのか」と問うべきであるとした。多くの人々はなぜ逸脱しないのか？それは逸脱を抑止する「統制メカニズム」が社会に存在するからであり、ハーシは「社会的絆」こそが統制メカニズムであるとした。すなわち、社会集団とりわけ家族との強い結びつき（＝社会的絆）は人間が逸脱に走るのを抑止すると主張した。社会的絆は、以下の４つの構成要素から構成されている。

第１は attachment（愛着）である。これはいわば情緒的レベルの構成要素で、家族、先生等少年の成長過程で重要な意味を持つ人々に対する愛情や尊重の気持であり、これらは成長に伴ってやがて一般化されて他者に接する際の基本的感情となり、逸脱行為を抑止するとされる。我々はが他者を傷つけたり殺したりしないのは、法律や道徳をよく心得ているからという知的・精神的レベルの理由によるのではなく、他者に対して基本的に肯定的で親密な感情を抱いているからという情緒的レベルの理由によって説明される。今日における一部の冷酷な犯罪・非行を念頭におくと、ハーシによるこの説明はいまだに説得力を持つ。

発達心理学の分野でも乳幼児期の愛着と人格形成との関わりについて研究の蓄積があり、それらについて少し見ていきたい。アタッチメント理論の提唱者であるＪ・ボウルビーによれば、アタッチメントとは、「危機的な状況に際して、あるいは潜在的な危機に備えて、特定の対象との近接を求め、またこれを維持しようとする個体（人間やその他の動物）の傾性」であり、「この近接関係の確立と維持を通して、自らが『安全であるという感覚（felt security)』を確保しようとするところに多くの生物個体の本性がある」とされている（遠藤、2005： 1 、Bowlby, 1969)。アタッチメントはややもすると単なる「愛情」や「情緒的絆」というふうに理解されがちであるが、「ネガティヴな情動に特異的に結びついた適応システム」（遠藤、2005：2－3、Goldberg, 2000）であることを看過すべきではない。Ｓ・ゴールドバーグが言うように「恐れや不安が発動されている状態において、自分が誰かから一貫して保護してもらえるという信頼感（confidence in protection）こそがアタッチメントの本質的要件であり、それが人間の健全な心身発達を支える核になる」のだ（遠藤　2005：2－3、Goldberg, 2000)。

またＭ・Ｄ・Ｓ・エインズワースらは、養育者に対する愛着欲求が十分充足され、養育者と相互応答的愛着関係にある子どもは、そうでない子に比べて社会化の働きかけに対する受容性が高く、社会的・情緒的・認知的発達の優位性を示す傾向があるとした。一方、愛着欲求が充足されず、養育者との安定した相互応答的愛着関係を持てない子は、養育者との分離意識を持ち、ストレスを感じ、これに対する防衛機制として外界に対して敏感、警戒的になり、攻撃性を発動しやすい（Ainsworth, et al. 1978)。このことは、社会的絆の情緒レベルの構成要素である愛着が欠如すると、少年は逸脱に走る恐れがあるというＴ・ハーシの主張と符合する。

社会的絆の構成要素の第２は、commitment であり、いわば理念レベルの構成要素である。これは集団とりわけ家族集団が少年に期待する「理想像」を自らの理想像として受け入れ、内在化し、集団の理想像による生き方の拘束を受容することを意味する。この理想像の受容の基礎となるのは、上述の愛着であり、エインズワースらが、愛着欲求が十分満たされている子どもは、社会化の働きかけに対して受容性が高いと指摘した事柄である。

構成要素の第３は、involvement（包絡）であり、これは時間レベルの構成要素である。子どもの生活時間の大半が、学校や家庭から与えられた課題（勉強や手伝い等）の遂行に費やされ、これらの集団の規範やルールにのっとって行為する時間すなわちこれらの集団のルールや規範に支配されている時間＝「構造化された時間（structured time)」である時、逸脱は抑止される。「小人閑居して不善をなす」という諺のように、「構造化されていない時間（unstructured time)」＝暇、自由時間が多いと子どもたちは逸脱に走る恐れがあるので、一杯課題を与えてブラブラさせるな、と言わんばかりである。しかしそれでは、「いじめ」についてはどうであろうか？教室で、つまり「構造化された時間」の只中で、友達の名前に「菌」をつけて読んだり、仲間はずれにしたり、無視したりはなは

だしきは金品を奪ったりするいじめは？子ども達の生活時間がすべて「構造化された時間」に覆い尽くされている現在では、むしろそれゆえに逸脱が発生しているとも考えられる。この第３の構成要素は、現代日本においては再検討を要するのではないだろうか？

構成要素の第４は、belief（信念）であり、全体社会の公正さやまた法の正当性に対する信頼である。「この社会では不正がまかり通っている」という基本的社会観を抱きながら、法や規範に粛々と従うということはなかなか困難である。社会の公正さや法の正当性に対する信頼があればこそ、逸脱に走るのを自ら抑止することができる。問題はこれらの４つの構成要素間で矛盾・対立が発生する場合である。たとえば、少年が両親に強い愛着を抱き、彼らと相互応答的愛着関係にあり、両親が期待する「理想像」を受け入れ、学校の勉強と家の手伝いに精を出して１日の大半を過ごす生活を送っているとする。しかしたとえば、少年の両親がマイノリティで差別等の犠牲者であり不遇な日々を送っているとするならば、少年は第４の構成要素としての「信念」を持ちえない。むしろ第１の構成要素である愛着が強ければ強いほど、第４の構成要素である信念は弱まるのである。Ｔ・ハーシは白人の豊かな中産階級の出身であり、彼の理論はマイノリティの人々や差別されている人々にはうまく適用できないという問題点がある。しかし先にも述べたように、規範遵守意識、遵法意識の土台として「愛着」という情緒的要素を見出したことにおいて、彼の理論は意義を持ち得るのではないだろうか？

Ⅴ、Ｒ．Ｋ．マートン（Merton, R.K.）の「アノミー（Anomie）理論」

１、文化的目標と制度的手段

「アノミー」とは聞きなれない言葉であるが社会学の概念で、マートンは、「文化構造の弛緩・解体」の意味で用いている。文化構造とは、特定の社会の成員に共有され、彼らの行為を支配する規範的価値の体系を指す。文化構造の弛緩・解体が生じるのは、文化構造と社会・経済構造が不統合で、文化構造が要求する行為や態度を採用することを、社会・経済構造が妨げる場合である。言葉を替えていうと、社会の成員に提示される規範や文化的目標と、成員がこれらに応じて行為する社会・経済構造上の能力に食い違いがある場合にアノミーは発生し、成員は文化構造に従って行為しなくなり、文化構造は部分的にあるいは全面的に無視あるいは放棄される。マートンの理論は戦前・戦中のアメリカ社会を素材としているが、現代アメリカそして現代日本社会にも適用可能である。その根拠となるデータは後に示すことにして、文化構造と社会・経済構造の不統合に関する彼の具体的な説明をもう少し見ていくことにしたい。

文化構造を構成するのは、「文化的目標」と「制度的手段」である。「文化的目標」は社会が成員に対して示す「望ましい人生目標」で、具体的には家族や地域社会から適切で望ましいものとして与えられ、社会化され、個人はそれを内在化して自らの人生目標とする。「制度的手段」は、文化的目標を達成するための合法的手段である。アメリカ社会で過度なまでに強調される文化的目標は「経済的成功」である。「自由と平等」の国アメリカでは、機会は「広く万人に開かれており」、能力さえあれば誰でも成功できるというAmerican Dream は、小説、雑誌、伝記、映画・テレビ、教育過程を通じて広く一般に流布している。庶民のヒーローは、丸太小屋で育って大統領にまでなったリンカーンであり、スコットランドから来た貧しい移民の子で、後にアメリカ鉄鋼業界の過半を掌中におさめたカーネギーであり、行商人の子から出発し財閥を形成したロックフェラーであり、スラムで育って輝かしいスターの座についたマリリン・モンローであった。マートンはどのようなスラムの本屋にも、アメリカン・ドリームに関する本が書棚に並んでいる、と述べている。

この「文化的目標」としての「経済的成功」には、付随する３つの文化原理がある。第１は、「努力主義」、「業

績主義」である。同じ高遠な目標がすべての人々に開放されている以上、万人はこの目標に向かって努力せねばならず、業績をあげねばならない、というものである。第２は、「タフネス」の強調であり、弱気＝悪とするものである。現在失敗だと思われてもそれは最後の成功に至る中間駅だと考え、なお一層努力することが要請される。第３は「努力の放棄」は真の失敗であるということである。アメリカ文化の辞書には、「失敗」という言葉はなく、目標は決して放棄されてはならない。罪悪とみなされるのは、失敗ではなく目標の放棄である。

このように過度に「成功」と「個人の努力」が強調される社会であっても、当然のことながら成功するのはごく一握りの人々で、多くの人々は程度の差こそあれ「失敗者」になる。そしてこの失敗は、二重の意味での「敗北」を意味する。まず第１は社会的・経済的競争での敗北である。友人が大企業の管理職であるのに対して、自分は中小企業のいまだに平社員である、また友人が郊外に洒落た一戸建ての家を所有しているのに対して、自分はいまだに賃貸マンションに住んでいる。このような事態は成功競争という物差しで測れば、目に見える明示的敗北である。第２は、個人的・人間的敗北である。アメリカ社会は「自由・平等」で「機会は全ての人々に開放される」という建前なので、失敗の責任は自己のみに帰することを余儀なくされる。

失敗したのは、自分が努力を怠り、また成功に必要な能力や気力も持っていなかったためで、それは個人的・人間的敗北と言える。このようにアメリカ社会では失敗は「自己責任論」の文脈で語られることになり、個人に社会的・経済的敗北および個人的・人間的敗北という二重の「烙印」を押すこととなり、self esteem（自尊心）の傷つきという非常な痛手を与えることになる。

このような「文化的目標」を達成するための手段は制度上許容された合法的なものに制限されており（「制度的手段」）最も効果的と思われる手段－暴力あるいは詐欺等の犯罪的手段等－は除外されている。

しかし、「開放的階級のイデオロギー（open class ideology）」が一般に浸透し成功目標が過度に強調されていても、実際はアメリカ社会は貧富の格差が大きな社会であり、低所得の貧困層に対しては事実上、制度的手段の利用可能性は制限されることになる。すなわち経済的成功をおさめるための制度的手段としての高学歴を身に着けたいと思っても、高等教育機関に進学し学生生活を続ける経済的能力が低所得の貧困層には欠如している。このようなマートンの議論に対して、それは「貧困な社会」に適用はできても戦後の高度経済成長を経験した「豊かな社会」のアメリカ、そして日本に対しては適用できないという批判があり、事実、マートンの「貧困のアノミー」論に替わって「豊かさのアノミー」論が力を持った時期もあった（Simon & Gagnon,

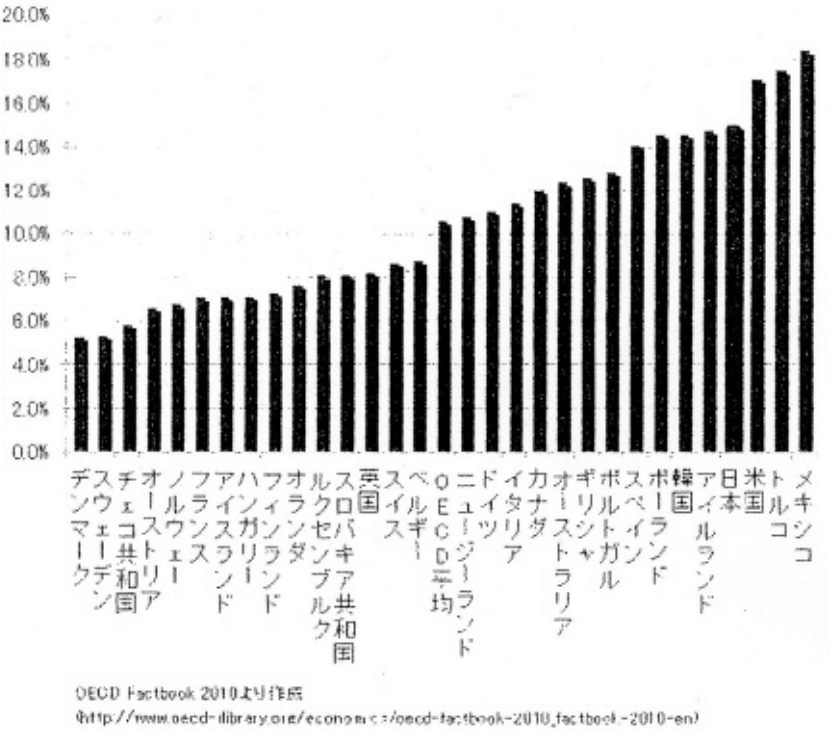
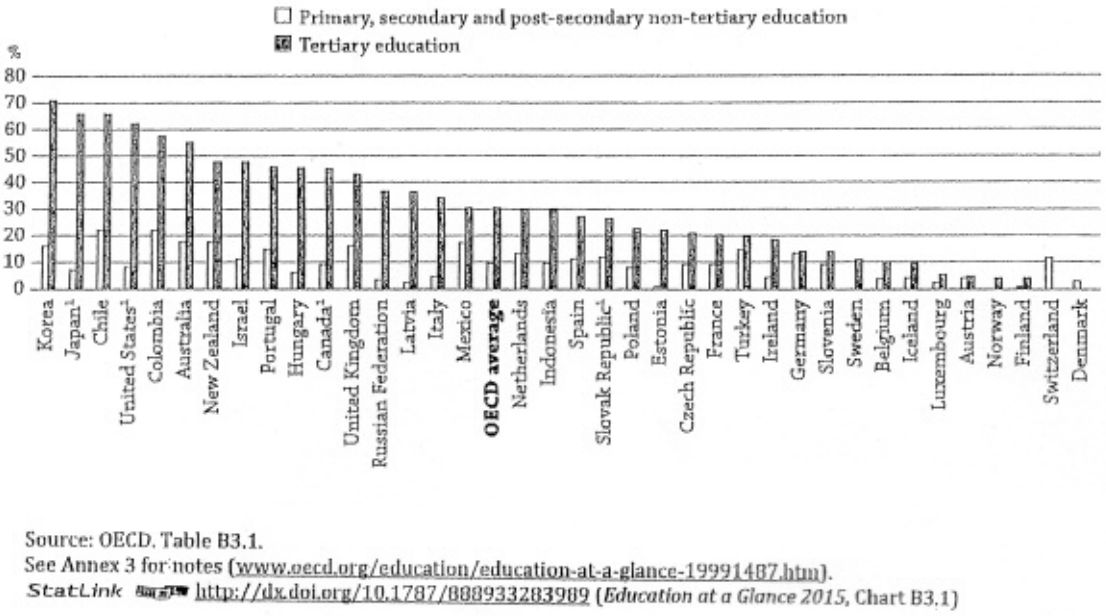


図３　相対的貧困率（2000年代半ば）



Source: OECD. Table B3.1.
See Annex 3 for notes (www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm).
StatLink http://dx.doi.org/10.1787/888933283989 (*Education at a Glance 2015*, Chart B3.1)

図４　教育機関に対する支出の私費負担割合（2012年）

1976)。しかし今日、世界的な不況が長く続く中でアメリカも日本ももはや豊かな社会とは言えず、マートンの「貧困のアノミー」論は再び説明力を取り戻した。図３は、OECD加盟諸国における「相対的貧困率」をグラフ化したものである。OECDでは、可処分所得（収入から税や保険料を引き、年金等の社会保障給付を加えた額）を世帯人数で調整し、その中央値の50％を「貧困線」とし、それ以下を「貧困」とする方法を採用している。「貧困率」とは、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合が何パーセントであるかを示している。図３では、メキシコ、トルコに次いでアメリカ、日本の相対的貧困率が高く、世界の先進諸国の中でも両国は「貧困な社会」と言える。さらに付け加えると、日本およびアメリカは図４に示されるように高等教育機関に対する支出の私費負担割合が高い。図４で国別に示される２本の棒グラフのうち黒い方が高等教育機関に対する支出の私費負担割合であるが、日本は高い方から２番目で65.7%,アメリカは４番目で62％となっている。ちなみにOECD平均は30.3％で、日本やアメリカの半分以下である。これらのデータは日本およびアメリカ社会に対するマートンの「貧困のアノミー」理論の適用可能性を裏付けている。

２、アノミーの諸類型

１、で述べたように文化構造と社会・経済構造の不統合は、個人に対してストレイン（緊張）をもたらし、個人はそのストレインに対して処理あるいは適応を行わなければならない。表２は、「ストレインに対する適応の諸類型」を示しているが、適応の様式が、「文化的目標」と「制度的手段」のいずれかを放棄するか、あるいは両方とも放棄するか、あるいは新しいものと代替するかで４類型を形成することがわかる。以下では、ストレインが発生していない「同調」を除く各類型について説明を行いたい。

表２　ストレインに対する適応の諸類型

適応様式	同調	革新	儀礼主義	逃避主義	反抗
文化的目標	＋	＋	－	－	±
制度的手段	＋	－	＋	－	±

(注)±は一般に行われている価値の拒否と新しい価値の代替を意味する。

出典：R.K.マートン／森 東吾『社会理論と社会構造』(1961)

１）革新（innovation）

この類型では、文化的目標を保持しながら、そ

の達成のための制度的手段が放棄され逸脱的手段が選択される。犯罪や非行の多くはこの類型に分類される。この類型の適応を行う人は成功目標達成に強く執着しているが、低所得層の出身等で制度的手段の利用可能性が制限され成功目標を達成することができない。しかしそうだからといって成功目標を放棄するわけではなく、合法的敗者になるよりは非合法的勝者になることが選択される。すなわち、非合法の財やサービスの供給、また暴力や詐欺等の手段による金儲け等がこれにあたる。激しい競争下にある企業が他に勝る利潤を挙げるために採用する非合法的手段（企業犯罪等）もこれに該当する。

２）儀礼主義（ritualism）

この適応の類型を採用するのは、下層中産階級出身者が多い。彼らは中産階級とは言いながら貧困であり、やはり成功目標達成のための制度的手段の利用可能性は制限されている。しかし彼らは幼い時から中産階級の子弟として厳しいプロテスタント的・道徳的しつけを受けて社会化されており、「革新」類型採用者のように逸脱的手段を採用することはできない。そのため経済的成功という文化的目標は放棄し、小市民としてつつましい幸せに甘んじることを選ぶ。しかしそれだけではストレイン（＝傷つけられた自尊心）を処理し、適応したことにはならない。そのため彼らは制度的手段の遵守に固執する。「私は貧しいかもしれないが、法・道徳・規範をしっかりと守り続け、清く正しく生きている。それが私の誇りだ」というのが、彼らの自尊心の拠り所となる。しかしかれらが遵守している制度的手段は、成功目標達成の手段としては有効性を失い、「目標なき手段」となっている。そしてそのような手段への固執は、もはや儀礼でしかないのである。

３）逃避主義（escapism）

この適応類型を採用するのも、下層中産階級出身者が多く、「儀礼主義」と同じく制度的手段の利用可能性が制限されている。彼らは「革新」類型採用者のように逸脱的手段をとることはできず、かといって「儀礼主義」類型採用者のような「貧しく、清く、正しく」という生き方もいじましいものとして軽蔑する。そのような彼らの適応の様式は、文化的目標も制度的手段も二つながら放棄するというものである。社会の他の成員と人生目標を共有せず、法・規範・道徳も遵守しないとしたら、彼らは真の「社会的異邦人」である。このような類型に属する人々には、放浪者、浮浪者、アルコールや薬物等の物質依存に陥る人々が属するとされている。文化的目標と制度的手段の両方を放棄した彼らは自尊心の拠り所を、自己の主体的決断によってこれらの放棄がなされたことに求める。成功目標から逃避して孤独になるのは「自分の選んだ道」であって、人生の敗北のしるしではないという「自己満足感」と言えよう。

４）反抗（rebel）

この適応類型は、社会構造の変革を志向するものである。文化的目標、制度的手段ともにプラスマイナスであるのは、一般に共有されている文化的目標と制度的手段をともに拒否し、新しいものをこれに替えることを意味する。文化的目標については、たとえば従来の「個人的成功」に替えて「社会の全成員の生活・福祉水準の向上」を掲げる。制度的手段については従来のものは「合法性」の陰に不平等を潜ませているが、それに替わるものは努力と報酬のより緊密な対応関係を保障する社会構造における「合法性」を掲げる。

Ⅵ、結びにかえて

ⅣおよびⅤにおいて、T. HIrsci の「社会的絆理論」とR.K.マートンの「アノミー理論」を、臨床社会学的方法論すなわちマクロな社会構造をミクロな個人がどのように経験し、意味づけるかという観点からの再解釈を行った。

少年非行は臨床社会学にとっては、縁の深い分野である。20世紀の初めに臨床社会学がアメリカのシカゴ大学を

中心に創成された時、主要な実践の場の一つが児童問題相談指導クリニック（child guidance clinic）であり、非行少年に対する矯正教育、指導、治療を行う機関であった。また現代でも臨床社会学の主要な活動分野として、犯罪や少年非行の抑止、あるいは犯罪者・非行少年の処遇をあげることができる。家庭裁判所調査官、法務教官、保護観察官等は既に現場で臨床社会学的実践を行っている。筆者も大学教員として教育・研究に携わる一方で、家庭裁判所家事調停委員を長年にわたって務めてきた。

今後はさらに臨床社会学的実践の領域を広げ、少年非行・青少年問題の分野での社会貢献に力を入れたいと考えている。

文献一覧（アルファベット順）

Ainsworth, M.D.S. et al., 1978, *Patterns of Attachment.* Lawrence Earbaum.

Becker, H.S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance.* The Free Press.

Bowlby, J. 1969, *Attachment and Loss.* Basic Books.

Clinard, M.B. & Meier, R. 1979, *Sociology of Deviant Behavior.* Holt, Reinhart & Winston.

遠藤利彦・数井みゆき編、2005、『アタッチメント』ミネルヴァ書房。

Goldberg, S., 2000, *Attachment and Development.* Arnold.

Hirsci, T. 1969, *Causes of Delinquency.* University of California Press.

井上眞理子、2015、「ファミリー。ヴァイオレンスの臨床社会学」『奈良学園大学紀要』第２集。

――――、2006、「臨床社会学について考える」大橋良介・高橋三郎・高橋由典編『学問の小径』世界思想社。

――――、2005『ファミリー・バイオレンス：子ども虐待発生のメカニズム』晃洋書房

――――、1999、「人はなぜ逸脱するのか」満田久義・青木康容編『社会学への誘い』朝日新聞社

Merton, R.K., 1949, *Social Theory and Social Structure.* The Free Press.（森東吾、森好夫・金沢実・中島竜太郎訳　1961、『社会理論と社会構造』みすず書房）。

永山則夫、1971、『無知の涙』合同出版。

中原尚一、1974、「現代非行の特徴とその背景」『ジュリスト』556号。

岡田尊司、2005、『脳内汚染』文藝春秋社

Simon, W. & Gagnon, J.H., 1976, "The Anomie of Affluence" *American Journal of Sociology* Vol.82 No.2.

Sutherland, E.H. & Cressey, D.R., 1974, *Criminology.* Lippincott

堤未果、2008、『貧困大国アメリカ』岩波書店。